

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

大阪府立茨木西高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会において、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、学校長が機構に推薦するものとする。

（１）人物について

以下の全てに該当すること

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ②校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

（２）学力および資質について

以下のいずれかに該当すること

- ① 1, 2 年次の評定平均値が 3. 5 以上である
- ②直近の学習態度を含む学校生活全般に著しい努力が認められ、進学先での学修に対する意欲がある

（３）家計について

生計を維持する者が、以下の①②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

なお、該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかも考慮する。

- ①市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）
- ②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ①児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
- ②児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- ③児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- ④児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- ⑤小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ⑥里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）